

## 青森県教育委員会第923回定例会会議録

1 期　　日　　令和7年12月10日（水）

2 開　　会　　午後2時30分

3 閉　　会　　午後2時40分

4 場　　所　　教育委員会室

### 5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

その他 青森県立高等学校魅力づくり推進計画に関する学校の在り方地区検討委員会（第1回）の概要について

その他 職員の懲戒処分の状況について

### 6 出席者等

・出席者の氏名

　風張知子（教育長）、平間恵美、新藤幸子、安田　博、松本史晴、中野博之

・欠席者の氏名

　なし

・説明のために出席した者の職

　坂上教育次長、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、清川生涯学習課長、高井スポーツ健康課長、山舘文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

　安田委員、松本委員

・書記

　工藤奈保子、佐藤栞

## 7 議 事

### 報告第1号 議案に対する意見について

(坂上教育次長)

この度の案件は、県議会第324回定例会に提出された「令和7年度青森県一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会所管分）」、ほか4件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したため、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

まず、「令和7年度青森県一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、6億7580万5千円の増額となっており、これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,303億961万9千円となる。

なお、計上した歳出予算の事業等については、お手元に配布している参考資料のとおりとなる。

次に「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。

これは、県の一般職及び国の特別職の職員の取扱いを踏まえ、教育長の期末手当の支給割合を改めるものである。

次に「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」についてである。

これは、令和7年10月6日付けの人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定し、特地勤務手当に準ずる手当にかかる支給対象職員の範囲を拡大し、義務教育等教員特別手当の支給基準を改めるとともに支給限度額を引き上げるものである。

これらの条例は公布の日から施行するものであるが、給料月額等の改正については、令和7年4月1日から適用し、通勤手当の改正については、令和8年4月1日から適用するなど、改正内容によって適用時期が異なるものである。

次に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。

これは、教職調整額の額を改定するとともに、指導改善研修被認定者に教職調整額を支給しないこととするためのものである。

この条例は、令和8年1月1日から施行するものである。

次に「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」は、多学年学級担当手当を廃止するためのものである。

この条例は、令和8年1月1日から施行するものである。

なお、これらの議案については、先の県議会において原案どおり可決されているものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

## その他 青森県立高等学校魅力づくり推進計画に関する学校の在り方地区検討委員会 (第1回)の概要について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

学校の在り方地区検討委員会第1回の開催状況等について御説明する。

まず、1の目的である。学校の在り方地区検討委員会は、青森県立高等学校魅力づくり推進計画前期実施計画策定に当たり、あらかじめ地域の学校教育関係者等で地区の望ましい学校配置等を検討するため、県内6地区に設置したものである。

2の開催状況は御覧のとおりである。

続いて、3の主な意見について、抜粋して御説明する。

(1) 学校の在り方についてである。

「No.1、青森ブランド強化やDX推進、デジタル分野で活躍できる人財、地域の産業や文化を支える人財などを育成するべき。」、「No.3、デジタルスキルのほか、主体性や協調性を身に付けた人財を育成してほしい。」など人財に関する意見をいただいた。

また、「No.4、建設業はなくてはならない業種であり、土木工学科は重要である。」、「No.8、学際領域や地域社会の学科の設置も考えられる。」、「No.10、デジタル、地域課題の解決、探究的な学びに重点的に取り組む学校が必要である。」、「No.11、横断的な学びを提供する学校が必要である。」など、新しい学科や学校の設置について意見をいただいたほか、「No.16、職業教育を主とする学科の選択肢は維持するべき。」など、既存の学科の維持について意見をいただいた。

さらに、「No.24、単位制は、様々な科目の開設や多様な生徒への対応にもつながるので、導入を拡充してほしい。」、「No.26、単位制や中高一貫教育などの教育制度の拡充については、これまでの効果を検証した上での検討が必要である。」など、教育制度等に関する意見をいただいた。

次に、(2)全日制課程の学校配置についてである。

「No.1、学級減ではなく、少人数学級編制の実施により対応するべき。」という意見を全地区からいただいた。

また、「No.4、3～4学級の規模を維持するため、前期・後期ともに大規模校から学級減するべき。」、「No.5、志望倍率の高い高校の学級減は考えなくても良いのではないか。」、「No.8、人財育成の観点から、職業教育を主とする専門学科の学級減については、倍率のみでは判断せず、慎重に検討するべき。」など、学級減に関する意見をいただいたほか、「No.11、将来的には田名部高校と下北地区統合校の1校2キャンパス制も考えられる。教員の兼務や単位制により、生徒が学びたい授業を受けられる環境を整備できないか。」、「No.12、学級減だけでなく統合についての検討も必要である。」といった統合に関する意見もいただいた。

さらに、「No.13、通学の負担を考慮した学校配置とするべき。」、「No.17、青森市、弘前市、八戸市に生徒が流出していることを踏まえると、西北地区や上北地区的学校の学級減ではなく、3市の大規模校の閉校も考えられる。」などの意見をいただいた。

次に、(3)定時制・通信制課程の学校配置についてである。

「No.1、定時制には一定のニーズがあるため、現在の配置を維持するべき。」、「No.2、田名部高校に昼間定時制の設置を望む。」、「No.3、通信制については、西北地区的私立高校の現状を踏まえると、現在の配置で良い。」、「No.4、田名部高校にも通信制があつても良いと思う。」といった意見をいただいた。

最後に、(4)その他についてである。

「№.1、通学支援が必要である。」、「№.3、学校が小規模化した場合、教員加配等により教育環境の充実を図るべき。」などの意見をいただきました。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ青森県立高等学校魅力づくり推進計画に関する学校の在り方地区検討委員会（第1回）の概要については、青森県教育委員会として了解した。

#### その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。